

三陸支所及び綾里・吉浜地域振興出張所の窓口開設時間の見直しについて

1 趣旨

三陸支所と綾里・吉浜地域振興出張所の窓口開設時間を、職員の働き方改革の一環として試行的に見直し、短縮します。

見直し前 午前8時30分～午後5時15分

見直し後 午前9時～午後4時、午前11時30分～午後0時30分に窓口業務を休止

2 見直しの理由

現在、窓口の開設時間が職員の勤務時間と同一であることに加え、休憩時間中にも窓口業務を行っており、職員の働き方改革の一環として取り組むため、見直しするものです。

また、窓口開設時間の見直しによって、新たな行政課題の解決に職員のマンパワーを振り向けるよう取り組んでまいります。

3 窓口開設時間の見直しに係る対策

(1) 住民への周知と意向調査

令和7年11月発行の市広報紙に記事掲載するほか、報道機関への情報提供、市SNS等による広報活動を行います。また、試行期間中に昼の休止時間帯にかかるアンケート調査を行います。

(2) 住民の利便性確保

昼休みが正午から午後1時までに限られる会社員等の利便性を確保するため、12時30分から午後1時までは窓口が利用できるようにします。

4 見直しスケジュール

令和7年11月～ 周知期間

令和8年1月 試行開始（同年3月まで）

※試行期間における検証を踏まえ、令和8年4月以降の本格実施を検討。